

令和8年度 上越市住宅リフォーム促進事業 (連たん家屋防火対策枠)

上越市では、災害に強いまちづくりを推進し、建物密集地における延焼火災の被害の減少を図るため、連たん家屋の防火対策工事を施工業者に発注して実施する人に対し、その経費の一部を補助します。

○補助申請受付期間

令和8年4月1日(水)～予算に達するまで

※令和7年度に本補助金の交付を受けた住宅等は申請できません。

- 申請書は持参してください。(郵送での申請は受付しません。)
- ・ 受付場所：上越市役所 建築住宅課 (各総合事務所では受付しません。)
- ・ 受付時間：市役所開庁日の午前9時から午後4時まで ※左記時間以外は、受付しません。

◎申請額が予算額(500万円)に達した段階で、申請受付を終了します。

☆重要☆

○契約は、補助金交付決定後に行ってください。(申請 → 交付決定 → 契約 → 工事着手)

※ 補助金交付決定予定日 受付日から概ね2週間後

※ 交付決定通知書は郵送で送付します。

○施工前・施工中・施工後の写真を忘れずに撮影し、申請時に施工前の写真、実績報告時に施工中、施工後の写真を提出してください。

※ 撮り忘れや不足があった場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

○事前に申請書類や要件をしっかりと確認してから申請してください。

- ・ 申請書受理後に要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金を交付することができない場合があります。

お問い合わせ

上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係

住所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第1庁舎3階 電話 025-520-5786

1 事業の概要

(1) 補助対象者

- ① 市内の区域内に存する連たん家屋に居住し、または防火対策工事の完了後に市の区域内に存する連たん家屋に定住する人。
 - ② 本市に住所を有する人（防火対策工事の完了後に本市の区域内に存する連たん家屋に定住する人を除く。）
 - ③ 市税等を滞納していないこと。
 - ④ 申請者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ていること。
 - ⑤ 次の指定した期限までに補助事業実績報告書を提出することができること。
 - ・補助事業が完了した日から1か月以内※
 - 【最終提出期限：令和9年2月26日（金）】
- ※「補助事業が完了した日」とは、工事完了後に代金を支払った日をいいます。

(2) 補助対象住宅

- ① 補助対象者、または2親等内の親族（11ページへ）が所有し、かつ居住している市内の住宅等
- ② 補助対象者、または2親等内の親族（11ページへ）が所有し、定住を目的に再生する市内の空き住宅等。
 - ・上越市都市計画に定める準防火地域の区域内に存する木造の住宅であって、当該住宅の敷地境界（道路と接する境界を除く）から50センチメートル未満の距離にある住宅（附属家を除く。）が対象。
 - ・店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用住宅については、店舗等部分も対象とする。
 - ・マンション等の集合住宅にあっては、補助対象者が専有する部分が対象。

(3) 補助対象工事

【防火対策枠】（必須）

対象工事費が4万円以上（消費税込）で3～4ページに掲げるもの。

- ※ 設計に要する費用は補助対象となりません。
- ※ 国や都道府県、市の他の支援制度を利用している場合、その対象工事部分を除くことにより、住宅リフォーム促進事業（連たん家屋防火対策枠）との併用は可能です。
- ※ 一般枠、子育て・若者夫婦世帯支援枠との併用は可能です。また、令和7年度に一般枠、子育て・若者夫婦世帯支援枠の交付を受けた住宅も申請可能です。
- ※ ただし、工事内容が異なる場合であっても、空き家定住促進利活用補助金、定住促進生家等利活用補助金又は令和7年度の住宅リフォーム促進事業（連たん家屋防火対策枠）の交付を受けた人若しくは受けようとする人は申請できません。

(4) 施工業者の条件（次のいずれかに該当する事業者）

- ① 市内に本社を有する法人、または住所を有する個人事業者
- ② 市外に本社を有する法人、または個人事業者により建築された住宅等をリフォームする場合は、当該事業者も可。（その場合、建築証明書または建築当時の確認申請書の写しの提出が必要。）

※補助対象者が個人事業主として、施工する工事は対象外となります。

(5) 補助額

補助対象工事に要する費用の50%とし、100万円を限度とします。
（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。）

(6) 予算額

500万円

(7) 補助金交付決定予定日

受付日から概ね2週間後を予定（郵送で交付決定通知を送付します。）

(8) 申請方法

申請書に必要な事項を記載し、必要書類を添付のうえ、市役所木田第1庁舎3階建築住宅課に提出してください。郵送での申請は受け付けません。

また、提出いただいた申請書類等は、返却できません。

※ 詳しくは、7ページ「3 申請から補助金入金までの流れ」、8、9ページ「4 申請時の提出書類」をご覧ください。

ご注意ください

建築基準法における改築、増築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替で確認申請等が必要な場合には、以下の書類を申請時または工事着手前までに提出してください。

ア 建築基準法第6条で定めている確認申請が必要な場合、その確認済証の写し

イ 確認申請書の提出が必要な場合を除き建築基準法第15条第1項に定める工事届の届出が必要な場合、経由印が押印された工事届の写し

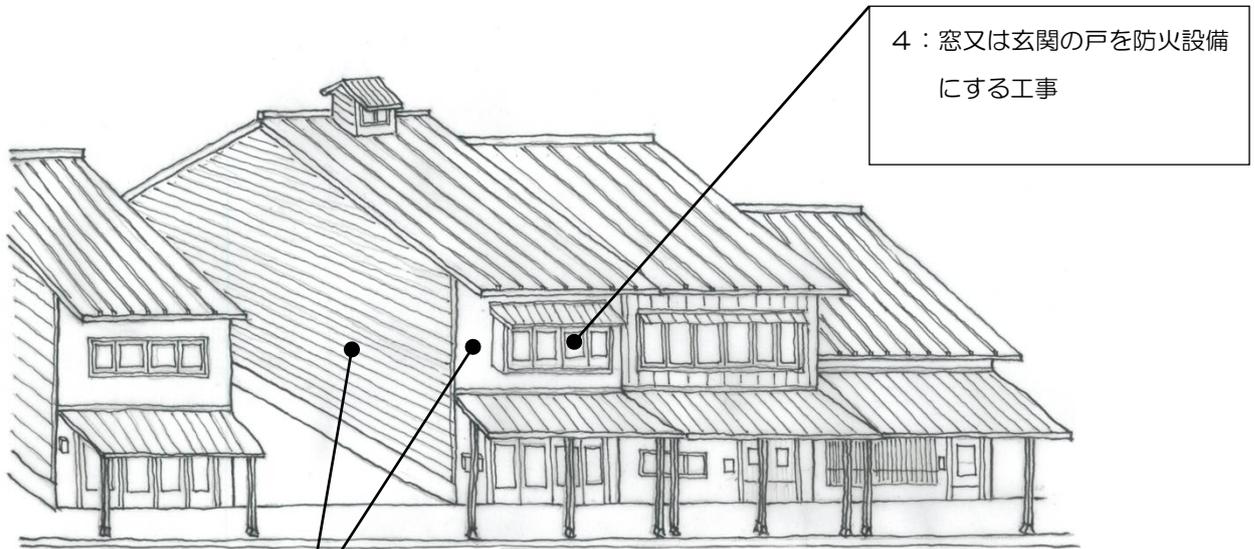
※増築の例：吹きさらしの玄関ポーチやベランダを風除室等として囲う工事

※大規模の修繕又は大規模の模様替の例：木造2階建ての住宅で、屋根全面を野地板を含め、ふき替える工事や、外壁全面を下地を含め張り替える工事

2 主な補助対象工事

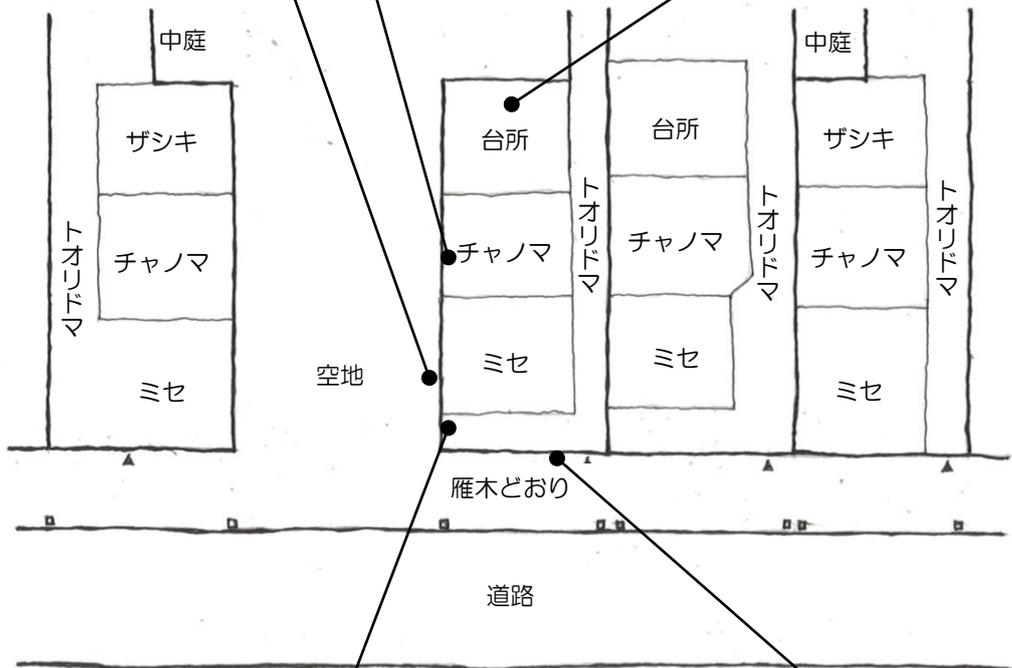
連たん家屋防火対策枠の例

■立面パース

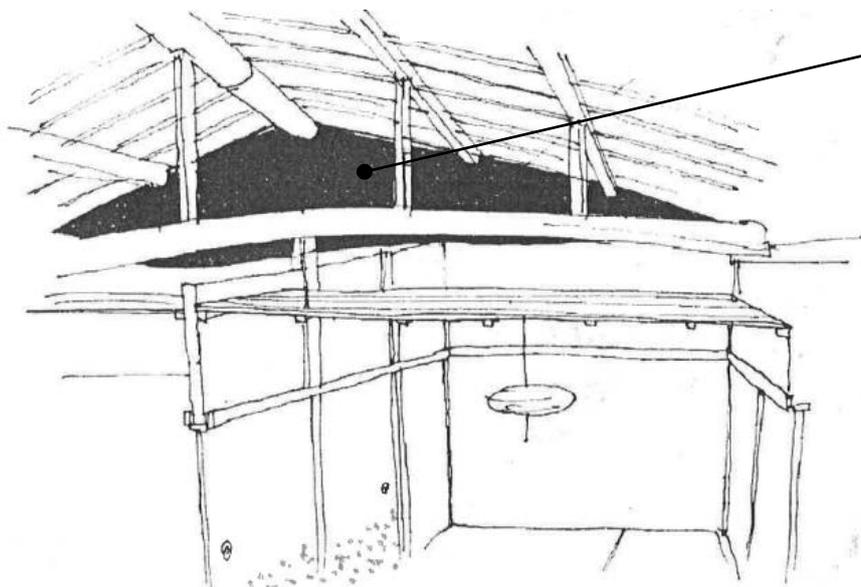


- 1: 外壁の屋外側を防火構造に準じた仕上げとする工事
- 2: 外壁の屋内側を防火構造に準じた仕上げとする工事
- 5: 車庫若しくは台所の壁又は天井の仕上げを準不燃材料とする工事

■配置・平面図



- 6: 感震ブレイカーを設置する工事
- 4: 窓又は玄関の戸を防火設備にする工事



3：隣接家屋と一体となっている小屋裏に防火性能を有するもので区画する工事

表 主な補助対象工事一覧（連たん家屋防火対策枠）

	項目	具体例
1	外壁の屋外側を防火構造に準じた仕上げとする工事	<ul style="list-style-type: none"> ・12 mm以上のせっこうボード+金属板 ・20 mm以上の鋼網モルタル塗 ・大臣認定品（PC）・・・窯業系サイディング、金属系サイディング ※防火構造の屋外側仕様に該当するもの
2	外壁の屋内側を防火構造に準じた仕上げとする工事	<ul style="list-style-type: none"> ・9.5 mm以上のせっこうボード ※防火構造の屋内側仕様に該当するもの
3	隣接家屋と一体となっている小屋裏に防火性能を有するもので区画する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃シート（大臣認定品 NM） ・「外壁の屋内側の防火措置」と同様のもの
4	窓又は玄関の戸を防火設備にする工事	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定品（EB）・・・網入りガラス+アルミ枠 ・防火シャッター（鉄板 0.8 mm以上）など ※防火設備に該当するもの
5	車庫若しくは台所の壁又は天井の仕上げを準不燃材料とする工事	<ul style="list-style-type: none"> ・9 mm以上のせっこうボード ・大臣認定品（QM）・・・上記ボード+仕上クロスなど ※準不燃材料に該当するもの
6	感震ブレーカーを設置する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーの設置 ※工事を伴うもの（製品の購入のみは対象外）

上越市都市計画に定める準防火地域

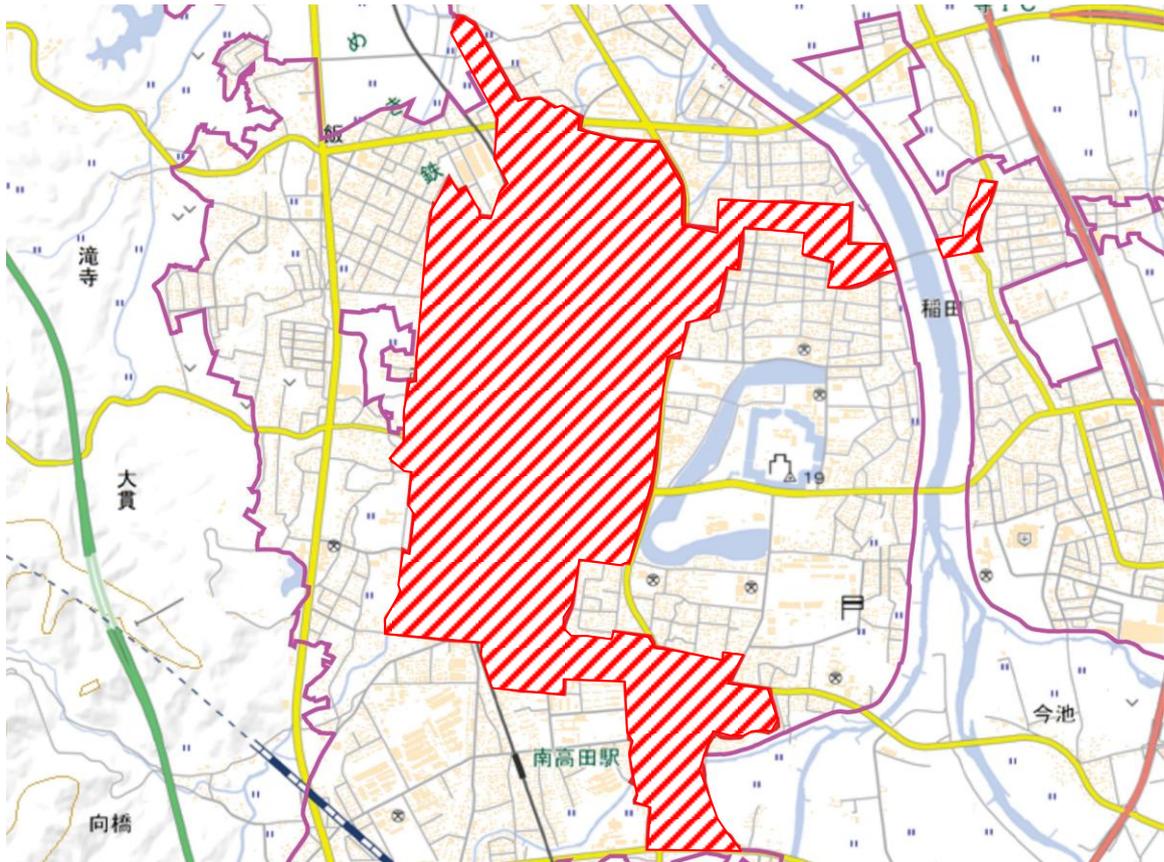
凡例：  準防火地域を示す



直江津エリア



春日山エリア



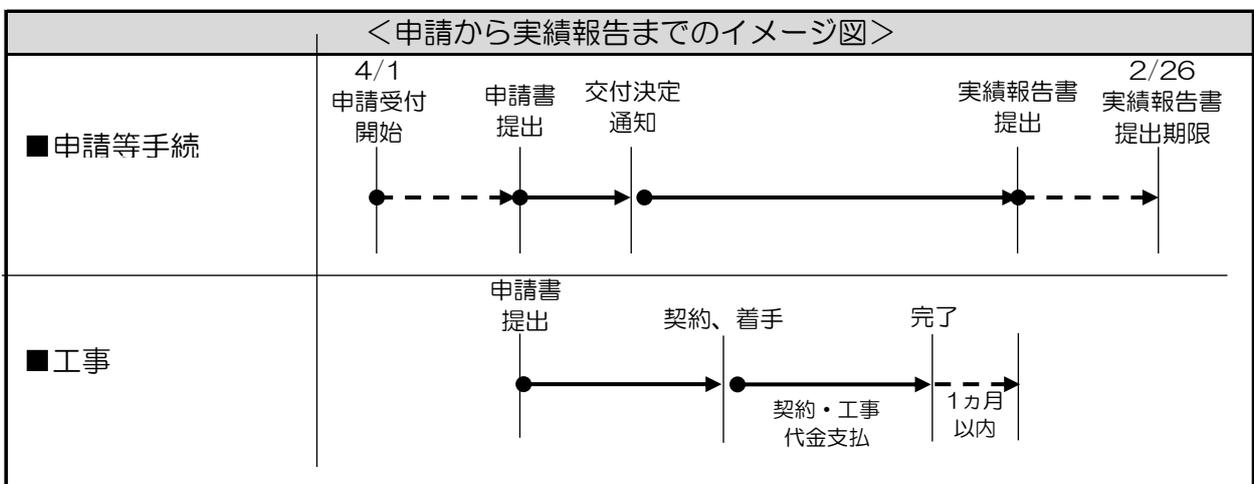
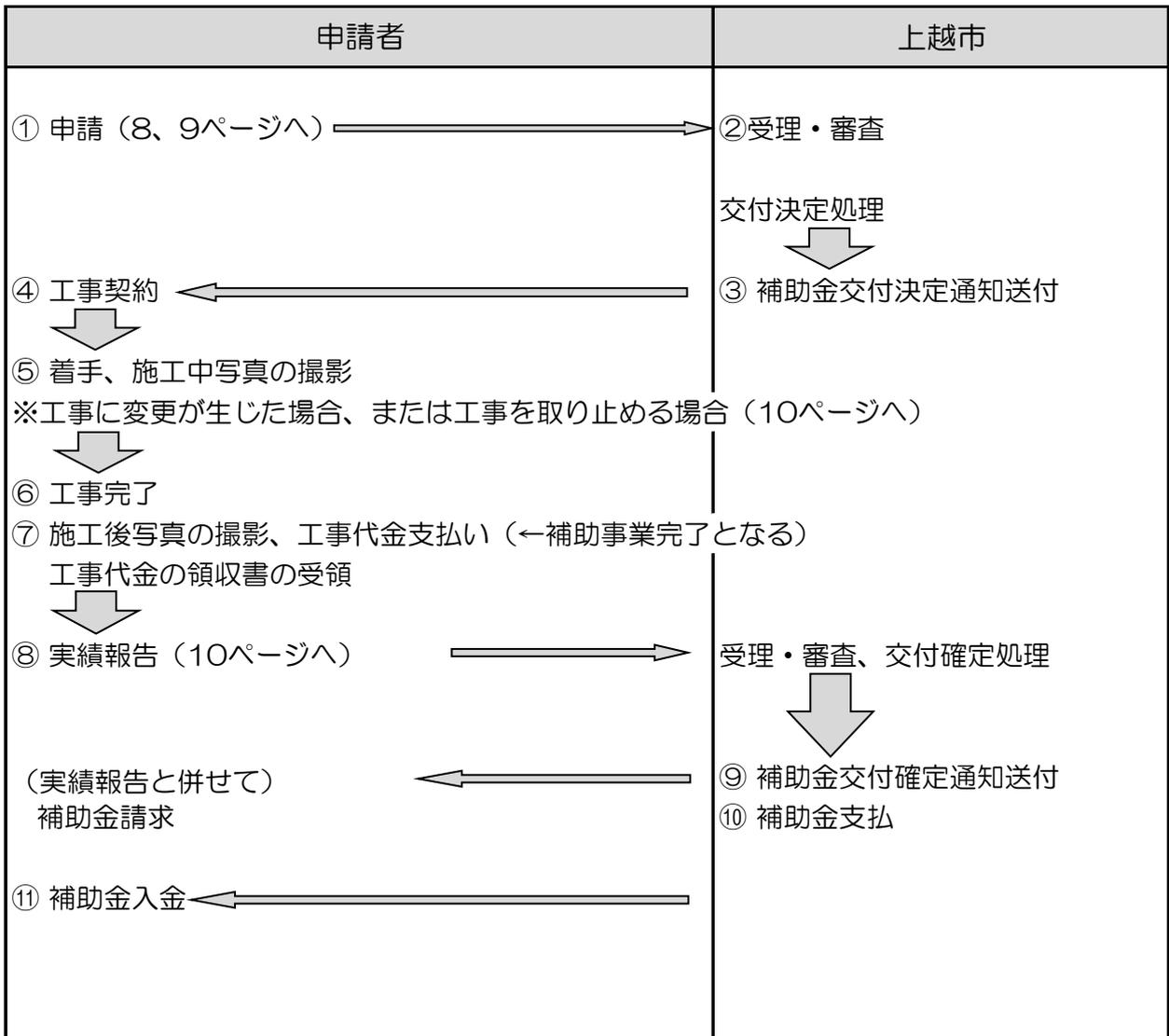
高田エリア



柿崎エリア

詳細はお問合せください。

3 申請から補助金入金までの流れ



4 申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 同意書
- (3) 事業計画書
- (4) リフォームする住宅等の所有者が分かる書類

次の①～③のいずれかの書類を提出してください。

- ① 令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（9ページ参照）

ただし、申請時点で令和8年度分の通知書が届いていない場合は、令和7年度の通知書の写しでも可
⇒「表紙」及び今回リフォームする住宅等が記載されている「課税明細書」部分の写し

※ 車庫など附属家のリフォームを補助対象工事とする場合は、次の全ての写し
が必要です。

- ・ リフォームする附属家が記載されている納税通知書の「表紙」及びその附属家の「課税明細書」部分の写し
- ・ 居住している住宅が記載されている納税通知書の「表紙」及びその住宅の「課税明細書」部分の写し

- ② 資産証明書（有料）

税務課・南北出張所・各総合事務所の窓口で、「家屋分」の資産証明書の交付申請
をしてください。令和8年度に発行されたものに限りです。

※ 居住している住宅と工事する附属家の所有者名義が異なる場合は、それぞれ必要。

- ③ 登記事項証明書（登記簿謄本）（法務局にて有料）

対象住宅の所在地・所有者が分かるもので、令和8年度に発行されたものに限りです。

※ 対象住宅の購入後で間がなく、上記の書類に所有者が反映されない場合は、家屋の
売買契約書の写しを提出してください。

- (5) 工事見積書の写し

工事見積書の作成においては、下記に留意して作成してください。

- ・ 補助対象工事と対象外工事を分けて作成してください。
- ・ 詳細な防火等の仕様を記載してください。

- (6) 補助対象工事の内容や箇所が分かる写真や図面等

- ・ 申請部分の工事着手前写真
- ・ 防火対策工事の内容（仕様、大臣認定番号等）が確認できる図面等
- ・ 連たん家屋が確認できる写真

（家屋の正面写真。隣地境界と家屋が接していない場合はその距離を明示すること。）

※必要に応じ、現地確認を行う場合があります。

- (7) その他必要な書類

- ・ 増築や大規模の模様替等に該当する場合は、必要な書類の提出。（3ページ参照）
- ・ 空き住宅を再生する場合は、「工事完了後定住することの誓約書」の提出。
- ・ 市外本社の業者による工事の場合は、「建築したことを証明する書類」等の提出。
- ・ 対象住宅の申請者と所有者が異なる場合は、「住民票」または「戸籍抄本」の提出。

（11ページ参照）

<参考>

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写しを提出する（例）

次の①と②のページの写しを提出してください。

①表紙

〒 943-0805

上越市木田1丁目1番3号

〇〇 △△様

太字枠内の口座情報・納付額・課税標準額は見えないう、ぬりつぶして提出することは可能です。

上越市長

下記の金額をそれぞれの期までに納めてください。

住所コード	納税者コード					
口座振替	金融機関名		口座種別	口座番号		
期別	全期	第1期	第2期	第3期	第4期	
納期	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
期別納付額						

区分	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地		
家屋		
家屋		
合計		
税額	固定資産税	
	都市計画税	
	軽減税額	土地
		家屋
	マンション敷地税額	固定資産税
		都市計画税
年税額		

③ 賦課の根拠、納付場所等については裏面に併記してあります、よくお読みください。

②課税明細書のうち、今回リフォームする家屋が記載されているページ

固定資産(土地・家屋)課税明細書

お問合せはこの納税者コードで

① 資産種別	② 町名	③ 所在地番	④ 増築区分	⑤ 評価額(円)	⑥ 軽減税額(円)
④ 家屋(整理)番号	⑦ 地目・構造	⑧ 住宅用地・用途	⑨ 地積・床面積(m ²)	⑩ 固定資産税(円)	⑪ 都市計画税(円)
⑤ 建築年	⑥ 地目・構造	⑧ 住宅用地・用途	⑨ 地積・床面積(m ²)	⑩ 固定資産税(円)	⑪ 都市計画税(円)
土地		住宅用地			
家屋		専用住宅			
家屋		附属家			

■ご注意

※リフォームする住宅が附属家の場合、居住している専用住宅が載っている課税明細部分の写しも必要です。

※リフォームする住宅が附属家の場合で、かつ附属家の所有者が今回申請する人でない場合は、その附属家を所有している人の納税通知書の「表紙」及び附属家の「課税明細部分」の写しも必要です。

※不動産所得等で、

5 申請後から実績報告までの提出書類

(1) 工事に変更が生じる場合

⇒補助金変更等承認申請書の提出

- ① 提出が必要な人：①申請した工事の施工業者や申請者を変更する場合
②工事内容を大きく変更する場合
変更が必要となる例：・「外壁の屋外側の工事」から「外壁の屋内側の工事」へ変更する場合
・対象工事費に2分の1以上の変更が生じる場合
 - ② 提出時期：変更前に速やかに提出してください。
 - ③ 提出先：上越市役所建築住宅課
 - ④ 提出書類：ア 補助金変更等承認申請書
イ 変更後の見積書の写し
- ※ 工事費が減額となった場合、補助金額は補助金変更等承認申請額に基づいて減額します。
※ 工事費が増額となっても、補助金額は当初の補助金交付決定額から増額しません。

(2) 工事を取り止める場合

⇒補助金変更等承認申請書の提出

- ① 提出時期：取り止めすることが決まったら速やかに提出してください。
- ② 提出先：上越市役所建築住宅課
- ③ 提出書類：補助金変更等承認申請書

(3) 工事が完了し、工事代金の支払いが終了した場合

⇒補助事業実績報告書の提出

- ※ 写真の撮り忘れや、添付資料に不足があると、補助金交付決定を取り消す場合があります。
- ① 提出期限：工事代金を支払ってから1か月以内。【最終提出期限：令和9年2月26日（金）】
 - ② 提出先：上越市役所建築住宅課
 - ③ 提出書類：ア 補助事業実績報告書
イ 工事請負契約書（工事注文書と注文請書でも可）（※1）の写し
（変更契約した場合は、変更後または追加工事分の契約書の写しも必要）
ウ 施工中及び施工後の写真（※2）
エ 工事代金の領収書（※1）の写し
オ 変更後の見積書の写し
（工事費に増減があった方で、「補助金変更等承認申請書」を提出していない場合、提出必要（値引きのみの減額は不要））
カ 確認済証または工事届の写し（増築等の場合必要）
キ 補助金請求書

※1 契約書・注文請書・領収書には、印紙税法で定められている工事請負金額及び領収金額に応じた収入印紙が貼ってあること。

領収書には、代表者印または社印（個人事業者は事業者印等）が押印されていること。

- ※2 ・現像した写真は、用紙に貼り付け、撮影日を記入してください。
・施工前の写真は工事着手の概ね1か月以内のものとしてください。
・写真は工事種別ごと・施工箇所ごとに撮影してください。

(4) その他

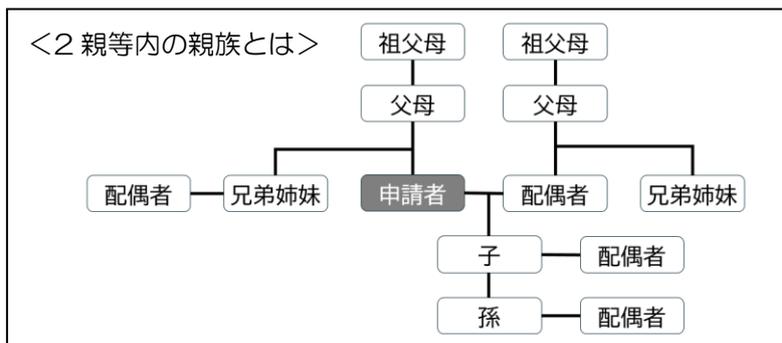
- ① 事業完了後、工事内容によっては現場を確認させていただく場合があります。
- ② 補助金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、または交付決定に付した条件に反したときは、補助金の交付決定を取り消すこともあります。なお、既に補助金が支払い済みである場合は、補助金の返還を求めます。

申請者と住宅所有者が異なる場合に必要書類

申請者は対象住宅に居住しており、かつ所有していることが申請条件ですが、申請者と対象住宅の所有者の関係が2親等内の親族である場合に限り、補助の対象としています。

この場合、対象住宅の資産証明書または固定資産税・都市計画税納税通知書の写しのほかに、所有者との関係性が分かる住民票や戸籍抄本が必要です。

対象住宅に居住している方が申請者となります。



<例>申請者と住宅所有者の関係が

1 配偶者の場合

夫婦であることが確認できる書類（住民票（※）、戸籍抄本）を提出してください。

※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

2 2親等内の親族で同居している（住民票上同一の世帯である）場合

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類（関係を証する書類）
本人	本人の親	本人と親の住民票（※）または本人の戸籍抄本など
本人	配偶者の親	本人と配偶者の親の住民票（※）または配偶者の親の戸籍抄本など
本人	兄・姉	本人と兄・姉の住民票（※）または親の戸籍抄本など

※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

3 2親等内の親族で同居している（住民票上同一の世帯でない）場合及び2親等内の親族で別居している場合

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類（関係を証する書類）
本人	本人の親	本人の戸籍抄本など
本人	配偶者の親	配偶者の親の戸籍抄本など
本人	兄・姉	親の戸籍抄本など

その他、詳しくはお問い合わせください。

ご質問にお答えします。



＜補助対象者＞	
Q1 申請者は誰になりますか？	A1 市内の区域内に存する連たん家屋（Q2 参照）に住民票を置き居住しかつ所有している人、または防火対策工事の完了後に市の区域内に存する連たん家屋に定住する人が対象となります。
＜補助対象住宅＞	
Q2 連たん家屋とはどのような家屋ですか？	A2 上越市都市計画に定める準防火地域の区域内に存する木造の住宅であり、当該住宅の敷地境界（道路と接する境界を除く）から50センチメートル未満の距離にある住宅です（附属家を除く。）。
＜補助対象工事＞	
Q3 感震ブレーカーとはどんなものですか？	A3 地震の揺れを感知してブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に遮断する機器です。電気火災の防止に有効なため、一般家庭への設置が推奨されています。
＜申請時の提出書類＞	
Q4 工事施工前の写真は必要ですか？	A4 事業計画書や見積書に記載されている防火対策工事が未着手であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。
問い合わせ先：建築住宅課 住宅対策係 TEL：025-520-5786	

第1号様式（第7条関係）

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策）交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策）の交付を申請します。

申請者	住所	〒 ー		
	(ふりがな) 氏名			
	電話番号			
補助事業の 目的及び内容	住環境の向上を図るため住宅のリフォーム工事を行うもの			
事業費	収入		支出	
	区分	金額	区分	金額
	市補助金	① ,000円	補助対象工事費	③ 円
	自己資金 ほか	② 円	補助対象外経費 対象外経費の内容 []	④ 円
計 ①+②=③+④	①+② 円	計	③+④ 円	工事概要
交付を受けようとする補助金の額	① ,000円	補助事業の完了予定日	令和 年 月 日	
同上算出基礎	③ _____円×0.5 = _____,000円 ※千円未満は切捨て、上限100万円			

（確認事項）（□にレ点を記入してください。）

- 本補助金における住宅リフォーム工事について、所有者の同意を得ています。
- 上越市地図情報サービス「eマップじょうえつ」で、補助対象家屋が準防火地域内にあることを確認しました。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
- 上記について誓約します。

（審査欄） ※審査欄は、申請者において記載しないこと。

底地番		建築確認申請	要 ・ 不要
-----	--	--------	--------

同意書

(宛先) 上越市長

申請内容の確認のために必要があるときは、住民登録の状況、市税等の納税状況、公共下水道等への接続状況、固定資産税の課税状況、市の他の制度の活用状況について上越市が関係当局に照会することに同意します。

令和 年 月 日

住 所

上越市

同意者

(自署又は記名押印)

誓約書

(宛先) 上越市長

上越市住宅リフォーム促進事業（連たん家屋防火対策枠）の申込みにあたり、現在、対象住宅に居住していませんが、リフォーム工事完了後、事業実績報告までに住民登録し定住することを誓います。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

(自署又は記名押印)

建築証明書

建築主の住所	
建築主の氏名	
建築物の所在	
住宅の種別	
工事完了年	
備 考	

上記のとおり、建築したものであることを証明します。

令和 年 月 日

(施工業者) 住 所
氏 名
電話番号

印

第3号様式（第9条関係）

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（連たん家屋防火対策）変更等承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）上越市長

令和 年 月 日付けで補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり
 変更
 したいので申請します。
 中止

申請者	住所	〒 ー					
	(ふりがな) 氏名						
	電話番号						
補助事業の 目的及び内容		住環境の向上を図るため住宅のリフォーム工事を行うもの					
変更	事業費	収入	支出		説明		
		区分	金額	区分		金額	
		市補助金 ①	,000円 (,000円)	補助対象工事費		③ 円 (円)	変更内容
		自己資金ほか ②	円 (円)	補助対象外経費 ④ 対象外経費の内容 〔 〕		円 (円)	
	計 ①+②	円 (円)	計	③+④ 円 (円)			
変更交付を 受けようとする 補助金額	,000円 (,000円)	補助事業の 完了予定日	令和 年 月 日				
同上算出基礎	③ _____ 円 × 0.5 = _____,000円 ※千円未満は切捨て、上限100万円						
中止理由							

※ 事業費の各金額欄の上段には、今回変更する金額を記入すること。
 下段には変更前の金額を記入すること。